

提案基準 14

介護老人保健施設

市街化調整区域に介護保険法に基づく介護老人保健施設を建築する場合の提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

基準の内容

- 1 当該施設は、介護保険法第8条第28項に該当する介護老人保健施設（施設に運営上等必要とする施設を併設する建築物を含む。）であること。
- 2 介護保険法に規定する協力病院が近隣に所在すること。
- 3 本市が当該施設の建築を要請しているものであること。
- 4 当該施設の規模は、協力病院の十分な支援が受けられるものであること。
- 5 当該申請にかかる建築物は、介護保険法第94条の規定により開設許可が確実に受けられるものであること。
- 6 当該施設は、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 市街化区域に隣接し、又は近接して計画されるものであること。
 - (2) 既存集落内又は既存集落に隣接し、又は近接しているものであること。
- 7 当該土地が農地であるときは農地転用の許可が受けられるものであること。
- 8 政令第29条の9各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して安全上支障がないと認められる区域を除く。）を含まないこと。

留意点

- 1 介護老人保健施設の神奈川県における主管課は、福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課
- 2 介護老人保健施設の本市における主管課は、市民福祉部介護福祉課
- 3 基準1の併設できる建築物とは、厚木市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に適合する事業所であって主管課と調整がとれたものであり、介護老人保健施設と一体となって建築されるものをいう。また、併設する施設の規模は、介護老人保健施設の規模を上回らないものとする。
- 4 基準1から5までの内容については、開発許可担当部局からの当該施設の開設許可等の見込みの意見照会において、主管課からの回答をもって確認するものとする。
- 5 基準の内容8については、「提案基準（共通）災害危険区域等に係る取扱い」を参照すること。（本内容は令和6年7月1日から施行する。）